

議第74号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されました。

同法を受け、呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）及び呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の一部を改正し、令和6年4月1日に施行する必要がありますでしたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 定額減税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族一人につき、1万円の減税を行うこととしました。

※ 納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りません。

※ 配偶者を含む扶養親族については、国外居住者を除きます。

なお、定額減税による個人市民税所得割の減収額については、全額国費で補填されます。

イ 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとしました。

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 評価替えに伴う現行の仕組みの延長

3年に一度の評価替え（※1）に伴い、現行の仕組みを3年間延長し、土地については負担調整措置（※2）と下落修正（※3）の仕組みを継続することとしました。

※1 3年に一度の評価替え

土地及び家屋の評価替えについては、膨大な量の事務が生じることなどから、3年ごとの基準年度（今回は令和6年度）に評価替えを行い、当該評価替えに基づく価格を賦課期日（1月1日）現在の価格として課税台帳に登録することとされています。令和7年度及び令和8年度については、新たな評価を行わないで、令和6年度の価格をそのまま据え置くこととなります。

ただし、土地若しくは家屋に係る固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなる場合又は土地の地目変換、家屋の増改築等の事情によって令和6年度の価格によることが適当でない場合には、価格の修正を行います。

※2 負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税は、価格が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する措置を講じます。

※3 下落修正

令和7年度及び令和8年度については、地価の下落により、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」といいます。）における「わがまち特例」関連条項の改正に伴い、次のとおり規定の整備をしました。

(7) 法改正により対象施設等の条項が追加されたもの

参酌基準と同一の特例率を適用することとしました。

(4) 法改正により対象施設等の条項が削除されたもの

条例においても同様に、該当条項を削除しました。

(ウ) 法改正により特例措置の適用期限が延長されたもの

従前どおりの参酌基準の値を適用することとしました。

対象施設等	法が規定する特例割合の基準		特例率	法改正の内容	法附則第15条の項号等の番号	
水質汚濁防止施設	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下		2分の1	2年延長	第2項第1号	
下水道除害施設	5分の4を参酌して、10分の7以上10分の9以下		5分の4	2年延長	第2項第5号	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	出力1,000キロワット未満のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長	第25項第1号イ
		上記に掲げるものを除いたもの	4分の3を参酌して、12分の7以上12分の11以下	4分の3	2年延長	旧：第25項第2号イ 新：第25項第3号イ
	風力発電設備	出力20キロワット以上のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長	第25項第1号ロ
		上記に掲げるものを除いたもの	4分の3を参酌して、12分の7以上12分の11以下	4分の3	2年延長	旧：第25項第2号ロ 新：第25項第3号ロ
	水力発電設備	出力5,000キロワット以上のもの	4分の3を参酌して、12分の7以上12分の11以下	4分の3	2年延長	旧：第25項第2号ハ 新：第25項第3号ハ
		上記に掲げるものを除いたもの	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	旧：第25項第3号イ 新：第25項第4号イ
地熱発電設備	出力1,000キロワット未満のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長	第25項第1号ハ	

	上記に掲げるものを除いたもの	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	旧：第25項第3号ロ 新：第25項第4号ロ
バイオマス発電設備	出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長	第25項第1号ニ
	出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満のうち木竹・農作物残さ区分に該当するもの	7分の6を参酌して、14分の1以上14分の13以下	7分の6	新設	第25項第2号
	出力10,000キロワット未満のもの	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	旧：第25項第3号ハ 新：第25項第4号ハ
企業主導型保育事業用施設	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	3分の1	条項削除	旧：第32項	

(3) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い、関係規定の整理等を行いました。

3 施行期日

令和6年4月1日